

DV防止法の保護命令制度について

1 保護命令制度の概要

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。いわゆるDV防止法）によって創設された制度。
- 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の申立てに基づき、裁判所（地方裁判所）が配偶者に対して保護命令を発する。
- 保護命令の種類としては、①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命令、③被害者の同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令の5種類。
- 保護命令に違反すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。
(→ 別添「保護命令手続の流れ」参照)

2 生活の本拠を共にする交際相手への保護命令の対象拡大（平成25年改正）

(1) 「生活の本拠を共にする交際」

- 広く「交際」相手からの暴力を保護命令の対象とはせず、「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力」に限定（同法第28条の2）。配偶者間における暴力と同様、「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」といった特質を認めることができる上、法律上の概念としても明確。
- いわゆる「同棲」関係にある交際相手間の暴力について、保護命令の発令が可能。

(2) 「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」

- 単なる社会生活上の交際関係（知人関係）は含まない趣旨で、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」について、上記のとおり、対象から除外。

(3) 元交際相手からの暴力

- 配偶者の場合と同様、交際相手からの暴力を受けた後に生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合において、その元交際相手から引き続き暴力を受けた場合も保護命令の発令が可能。

3 保護命令制度について指摘されている論点について

(1) 緊急保護命令制度の創設について

ア 改正意見

緊急保護命令（裁判所や警察等が、暴力の差し迫った危険がある場合に、相手方を審尋することなく迅速に、期間を短期に限った保護命令を発令するものなどが想定される。）を創設すべきであるとの意見。

イ これまでの議論の整理

平成19年改正時にも議論がされたが、次のような指摘がされたことを踏まえ、見送られた経緯がある。

- ・ 現行制度においても、「(審尋)の期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは」(DV法第14条第1項ただし書)、審尋をせずに発令することが可能であり、緊急な発令は可能になっている。
- ・ 緊急な発令が必要と思われる場合については、裁判所による迅速な審理だけでなく、一時保護施設(婦人相談所)を活用することで対処が可能なのではないか。

(参考)

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(2) 保護命令の発令期間の延長や申立制度の変更について

ア 現状

- 接近禁止命令、電話等禁止命令については、命令の効力が生じた日から6か月間、その接近等が禁止される。
- 退去命令については、命令の効力が生じた日から2か月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去するものとされる。
- 全ての命令につき、再度の申立てが可能。

イ 改正意見

- 接近禁止命令、退去命令ともに、発令期間を長くすべきという意見や、再度の申立てではなく、発令期間の延長を認めるべきとの意見。
- 退去命令について、被害者が従前の居住を続け、加害者を退去させる目的の退去命令制度を創設すべきとの意見。

ウ これまでの議論の整理

- 接近禁止命令についての上記改正意見に関しては、平成16年改正時に

も議論されたが、「接近禁止命令の期間が6か月とされているのは保護命令の申立ての理由となった状況が静まるまでの期間として少なくとも6か月間が必要と考えられたことによるものであり、この期間を拡大する場合には、拡大すべき事情があるかどうかを検討することが必要」との意見あり。

→ 再度申立ての手続を改善する（警察職員等に対する相談等の事実に係る所定の事項が申立書に記載されているときは、公証人面前宣誓供述書の添付を不要とする）こととし、接近禁止命令の期間については従来どおり6か月とされた。

○ 退去命令に関しては、DV防止法制定時、退去命令の発令期間は2週間とされており、再度の申立ては認められていなかった。

→ 平成16年改正時の議論の中で、退去命令の実効性を確保するために期間の延長は不可欠と判断され、2か月程度の期間があれば、その期間内に転居先の確保等の準備作業を行うことが可能と考えられ、発令期間を2か月間に延長。

→ また、具体的ケースによっては、被害者が引き続き居住する必要性が高い場合もあり得るが、退去命令により相手方が受ける財産権の制約等が過大になることは相当でないとして、2か月を延長するごとに再度の退去命令の是非を判断することが合理的。

○ 保護命令制度は、相手方の権利を大きく制約し、かつ、命令に違反した場合には刑罰の制裁が科されるものであるから、その発令期間や申立制度については、被害者保護の観点と相手方の権利制約の観点を十分に考慮した検討が必要。

(別添)

■保護命令手続の流れ

